

第10 税 制

1 国 税

税 目	根拠法令条項	内 容
法 人 税	法 § 2①六 法 § 2①七	○ 定義 ① 生活衛生同業組合（非出資）及び生活衛生同業組合連合会（非出資）は、別表第2（公益法人等）に掲げられている。 ② 生活衛生同業組合（出資）及び生活衛生同業組合連合会（出資）並びに生活衛生同業小組合は、別表第3（協同組合等）に掲げられている。
	法 § 22②③	○ 加入金 加入金については所得の計算上の益金及び損金には算入しない。
	法 § 37⑤ 令 § 73①三ハ	○ みなし寄附金の特例 公益法人等がその収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は寄附金とみなし、当該収益事業所得の金額の20%までは損金に算入することができる。
	法 § 57	○ 欠損金の繰越控除 青色申告書を提出した事業年度において欠損金が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除できる。
	法 § 60の2①	○ 協同組合等の事業分量配当等の損金算入 協同組合等が各事業年度において出資する組員その他の構成員に対し、その者が当該事業年度中に取り扱った物の数量、価額、その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額は損金に算入する。
	法 § 66 租特法 § 42の3の2①	○ 税率 基本税率23.2% ・ 中小法人（資本金1億円以下）の軽減税率 15%（年800万円以下）、23.2%（年800万円超） ・ 公益法人等、協同組合等の軽減税率 15%（年800万円以下）、19%（年800万円超）
	法 § 80 租特法 § 66の12	○ 欠損金の繰戻還付 青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、欠損金の繰戻還付の適用を受けることができる。
	租特法 § 44の3	○ 共同利用施設の特別償却 出資組合である生活衛生同業組合若しくは生活衛生同業小組合が設置する共同利用施設で生衛法に基づいて厚生労働大臣の認定を受けた振興計画に係るものについては、6%の特別償却（取得価額要件；建物は600万円以上、その他は400万円以上）を認める（令和7年3月31日まで）。 ※主な対象設備；例 ① 研修施設（美容・すし等） ② クリーニングの共同工場 ③ 共同配送設備
	租特法 § 57の5	○ 異常危険準備金 出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会が生衛法の規定による責任準備金の積立てに当たり、保険又は共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、異常危険準備金として積み立てた時は、その積み立てた金額は当該事業年度の所得の金額の計算上、損金に算入する。
	租特法 § 61の4	○ 中小法人の交際費課税の特例 交際費課税について、消費の拡大を図る観点から、飲食のために支出

		する費用の額（社内接待費を除く）の50%を損金算入できることとする とともに、中小法人に係る交際費の損金算入の特例（800万円まで全額損 金算入）とする（令和9年3月31日まで）。															
租 特 法 § 56	租特法 § 56	○ 中小企業事業再編投資損失準備金 事業承継等事前調査（DD※の内容）に関する事項が記載された経営力 向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM&Aを実施する場合に （取得価額10億円以下に限る）株式等の取得価額として計上する金額 （取得価額、手数料等）の70%以下の金額を準備金として積み立てた時 は、その事業年度において損金算入できる（令和9年3月31日まで）。 ※DD（デュー・デリジェンス）：M&Aを実施するにあたって、買手企業が売 手企業に対して、財務や法務の状況について詳細に調査すること。 また、過去5年間にM&Aを実施した中堅・中小企業が、産業競争力強 化法において新設する特別事業再編計画の認定を受けて株式取得による M&Aを実施し、認定後1回目のM&Aにおいては株式取得価額の90%、2回 目以降は100%の金額を準備金として積み立てた場合に、その事業年度に おいて当該金額を課税所得から損金算入することができる（益金算入開 始までの据置期間10年）。															
	租特法 § 10の3 § 42の6 § 52の2	○ 中小企業投資促進税制 中小企業者等が一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等し、指定 事業の用に供した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控 除が選択適用できる（令和7年3月31日まで）。 ※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。 ※コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械 装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。 <table><tr><td>対象設備</td><td>取得価額要件</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>1台又は1基の取得価額が160万円以上</td></tr><tr><td>測定工具・検査工具</td><td>1台又は1基の取得価額が120万円以上 （1台又は1基の取得価額が30万円以上かつ事 業年度の取得価額の合計額が120万円以上のも のを含む）</td></tr><tr><td>一定のソフトウェア</td><td>一のソフトウェアの取得価額が70万円以上 （事業年度の取得価額の合計額が70万円以上の ものを含む） ※複写して販売するための原本、開発研究用 のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは 除く</td></tr><tr><td>普通貨物自動車</td><td>車両総重量3.5トン以上</td></tr><tr><td>内航船舶</td><td>取得価格の75%が対象</td></tr></table> ※中古品、貸付の用に供する設備は対象外	対象設備	取得価額要件	機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上	測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上 （1台又は1基の取得価額が30万円以上かつ事 業年度の取得価額の合計額が120万円以上のも のを含む）	一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上 （事業年度の取得価額の合計額が70万円以上の ものを含む） ※複写して販売するための原本、開発研究用 のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは 除く	普通貨物自動車	車両総重量3.5トン以上	内航船舶	取得価格の75%が対象			
	対象設備	取得価額要件															
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上																
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上 （1台又は1基の取得価額が30万円以上かつ事 業年度の取得価額の合計額が120万円以上のも のを含む）																
一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上 （事業年度の取得価額の合計額が70万円以上の ものを含む） ※複写して販売するための原本、開発研究用 のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは 除く																
普通貨物自動車	車両総重量3.5トン以上																
内航船舶	取得価格の75%が対象																
所 得 税 法 人 税	租特法 § 10の5の3 § 42の12の4	○ 中小企業経営強化税制 中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画 に基づき、対象設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額 の10%の税額控除（※）が選択適用できる（令和7年3月31日まで）。 ※資本金3,000万円超1億円以下の法人の税額控除率は7% <table><tr><td>類型</td><td>要件</td><td>確認 者</td><td>対象設備（※1 ～3）</td><td>その他要件</td></tr><tr><td>生産性向上 設備（A類 型）</td><td>生産性が旧 モデル比平 均1%以上 向上する設 備</td><td>工業 会等</td><td>・機械・装置 （160万円以上） ・工具 （30万円以上） （A類型の場合、 測定工具又は検</td><td>・生産等設備 を構成するも の ※事務用器具 備品・本店・ 寄宿舎等に係 る建物附属設</td></tr><tr><td>収益力強化 設備（B類 型）</td><td>投資収益率 が年平均</td><td>経済 産業</td><td></td><td></td></tr></table>	類型	要件	確認 者	対象設備（※1 ～3）	その他要件	生産性向上 設備（A類 型）	生産性が旧 モデル比平 均1%以上 向上する設 備	工業 会等	・機械・装置 （160万円以上） ・工具 （30万円以上） （A類型の場合、 測定工具又は検	・生産等設備 を構成するも の ※事務用器具 備品・本店・ 寄宿舎等に係 る建物附属設	収益力強化 設備（B類 型）	投資収益率 が年平均	経済 産業		
類型	要件	確認 者	対象設備（※1 ～3）	その他要件													
生産性向上 設備（A類 型）	生産性が旧 モデル比平 均1%以上 向上する設 備	工業 会等	・機械・装置 （160万円以上） ・工具 （30万円以上） （A類型の場合、 測定工具又は検	・生産等設備 を構成するも の ※事務用器具 備品・本店・ 寄宿舎等に係 る建物附属設													
収益力強化 設備（B類 型）	投資収益率 が年平均	経済 産業															

	<table><tr><td>型)</td><td>5 %以上の投資計画に係る設備</td><td rowspan="3">局</td><td rowspan="3">査工具に限る)</td><td rowspan="3">備、福利厚生施設に係るものは該当しません。（※4） ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等</td></tr><tr><td>デジタル化設備（C類型）</td><td>可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備</td></tr><tr><td>経営資源集約設備（D類型）</td><td>修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備</td></tr></table>	型)	5 %以上の投資計画に係る設備	局	査工具に限る)	備、福利厚生施設に係るものは該当しません。（※4） ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等	デジタル化設備（C類型）	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備	経営資源集約設備（D類型）	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備
型)	5 %以上の投資計画に係る設備	局	査工具に限る)				備、福利厚生施設に係るものは該当しません。（※4） ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等			
デジタル化設備（C類型）	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備									
経営資源集約設備（D類型）	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備									
※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。 ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く。 ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。 ※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。										
租特法 § 67の5	○ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 中小企業者（電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外）は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、即時償却を認める（令和8年3月31日まで）。 ※令和4年4月1日以降に取得して、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産は対象外									
租特法 § 10の5の4 § 42の12の5	○ 賃上げ促進税制（名称変更前は「所得拡大促進税制」） 青色申告書を提出している中小企業者等が、雇用者給与等支給額を前事業年度比で1.5%以上増加させた場合に、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額や所得税額から控除できる。 また、雇用者給与等支給額を前事業年度比で2.5%以上増加させた場合は控除率を15%加算して、教育訓練費の額を前事業年度比で5%以上増加させた場合は控除率を10%加算できる さらに、当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合に税額控除率に5%を加算できる。（令和9年3月31日まで）。 ※要件をすべて満たす場合は、控除率は45%となる ※控除額は、法人税額等の20%が上限									
租特法 § 70の6の8	○ 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度 個人事業者が贈与により事業用資産を取得し、事業を継続していく場合の課税の特例措置 認定受贈者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与									

		により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予する。
贈与税	租特法 § 69の4	○ 小規模宅地等の課税価格の計算の特例 個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合の被相続人等の事業の用もしくは居住の用等に供していた宅地等の課税の特例措置 ① 居住用宅地（330㎡） 80% ※平成27年1月1日以後の相続・遺贈については、居住用宅地と事業用宅地（不動産貸付を除く）の完全併用が可能 ② 事業用宅地等 （不動産貸付の用に供されていた宅地等を除く）（400㎡） 80% ※相続人等が相続税の申告期限（相続開始後10ヶ月）まで事業又は居住を継続する必要がある。 ※平成27年1月1日以後の相続・遺贈については、居住用宅地と事業用宅地（不動産貸付を除く）の完全併用が可能 ③ 不動産貸付の用に供されていた宅地等（200㎡） 50%
相続税	租特法 § 70の6の10	○ 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度 個人事業者が相続により事業用資産を取得し、事業を継続していく場合の課税の特例措置 認定相続人が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。
	租特法 § 80③	○ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置 産業競争力強化法の改正を前提に、同法に規定する特別事業再編計画の認定（同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされたものに限る。）を受けた特別事業再編事業者のうち一定のものが、その特別事業再編計画に基づき行う次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置を講ずる。 ① 合併時の増資の登記 0.1% （資本金が増加する場合の合併） 0.15% ② 分割時の増資の登記 0.3% ③ 譲受時の登記 ・ 不動産 1.2% ・ 船舶 1.8% ④ 合併時の登記 ・ 不動産 0.1% ・ 船舶 0.2% ⑤ 分割時の登記 ・ 不動産 0.1% ・ 船舶 1.8%
登録免許税	印紙税法 § 5 別表第一:四	○ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会が作成する出資証券に対する非課税

2 地方税

税 目	根拠法令条項	内 容
法人住民税 道府県民税 市町村民税	地方税法 § 52① § 53① § 312① § 321の8①	○ 全国生活衛生営業指導センター又は都道府県生活衛生営業指導センターの均等割について、最低税率（道府県民税2万円、市町村民税5万円）で課税される。なお、収益事業を行わない公益法人等については、条例により課税免除の制度を設けている自治体もある。 法人税割について、収益事業についてのみ課税となる。
事 業 税	地方税法 § 72の5①5 § 72の24の7	(1) 非課税措置 非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の非収益事業部分 (2) 標準税率 出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合は特別法人とされ、標準税率は以下のとおり ① 所得のうち年400万円以下の金額 3.5% ② 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 4.9% ※特別法人事業税（国税）が創設され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税と合わせて申告納付。特別法人の税率は34.5%
固定資産税	地方税法 § 348④	○ 組合の事務所等 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業組合中央会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫については非課税
	地方税法 § 367	○ 減免措置 生きがい対応型デイサービス事業を実施する旅館・ホテルについて、各市町村における自主的な判断により固定資産税を減免
	平成12年4月1日 自治固第24号・自治省 税務局固定資産税課 長通知	○ 公衆浴場業、旅館・ホテル業（以下「公衆浴場業等」という）の用に供する固定資産税に係る軽減 ・公衆浴場業等の用に供する固定資産について、当該固定資産税に係る税額の2/3相当額の軽減 ・高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場（福祉浴場）業等については、これを1/6に軽減
事 業 所 税	地方税法 § 701の34② § 701の34③四 令 § 56の25	○ 非課税措置 ・物価統制令の適用を受ける公衆浴場 ・非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の非収益事業
	地方税法 § 701の41①一 § 701の41①九 令 § 56の60	○ 軽減措置（税額の1/2を軽減） ・出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合が本来の事業の用に供する施設 ・ホテル、旅館業の用に供する施設（風俗営業法第2条第6項第4号に規定するもの（モーテル、ラブホテル等）を除く）のうち、客室、宿泊客の利用する食堂、広間等
不 動 産 取 得 税	地方税法 附則11④	○ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置 中小企業等経営強化法に規定された認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った場合における不動産に係る不動産取得税を軽減する。（令和8年3月31日まで） ・土地・住宅 3.0% →取得した不動産価格の1/6に相当する額を控除 ・住宅以外の家屋 4.0% →取得した不動産価格の1/6に相当する額を控除

3 改正の経緯

○昭和48年度税制改正

- 1 出資組合である環境衛生同業組合及び同連合会の留保所得の損金算入（法人税）（適用期限50年3月31日）
- 2 飲食、宿泊の免税点の引上げ（料理飲食等消費税）
 - 飲食店等における飲食の免税点 900円→1,200円
 - 旅館における宿泊の免税点 1,800円→2,400円

○昭和49年度税制改正

- 1 中小企業者等の機械の特別償却制度の適用期限を2年間延長（所得税・法人税）
 - 適用期限 49.3.31→51.3.31
- 2 物価統制令の統制を受けている公衆浴場業の営業施設に対する固定資産税に対する課税標準の特例の創設（固定資産税）
 - 公衆浴場の事業の用に供する土地（住宅用地以外の土地に限る）に係る固定資産税の軽減措置（通知）
- 3 料理飲食等消費税の基礎控除額を引上げ（料理飲食等消費税） 1,000円→1,500円
- 4 料理飲食等消費税における課税標準の算定方法を改め、公給領収証の様式を簡素化（料理飲食等消費税）

○昭和50年度税制改正

- 1 環衛組合等の留保所得を損金に算入する特別措置の適用期限の延長
 - 適用期限 50.3.31→52.3.31
- 2 興行場入場税免税点の引上げ 100円→映画1,500円まで
演劇・スポーツ3,000円まで
- 3 パー、キャバレー等のホステス等に対する源泉徴収に関し、控除される額の引上げ
- 4 料理飲食等消費税の免税点の引上げ
 - 一般飲食 1,200円→1,700円
 - チケット 600円→850円
 - 宿泊 2,400円→3,400円

○昭和51年度税制改正

- 1 中小企業者が取得する新規の機械及び装置に対する特別償却の適用期限を延長（所得税・法人税）
 - 適用期限 51.3.31→54.3.31
 - 特別償却割合 5分の1→6分の1
- 2 中小企業構造改善等準備金制度の適用期限を延長（法人税）
 - 適用期限 51.3.31→53.3.31
- 3 既存の旅館、ホテル等が消防法の規定に適合させるため、昭和54年3月31日までに設置する消防用設備又は防火区画用設備についての不動産取得税の課税標準についての特例（不動産取得税）

○昭和52年度税制改正

- 1 公衆浴場の建物の耐用年数の短縮

- 鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造 40年→35年
- れんが造、石造又はブロック造 35年→34年
- 金属造 32年→30年
- 26年→21年
- 18年→16年
- 木造又は合成樹脂造 18年→16年
- 木造モルタル造 13年→11年
- 2 公衆浴場の用に供する不動産に対する不動産取得税の軽減（内かん）
- 3 環衛組合等の留保所得を損金に算入する特別措置の適用期限の延長
 - 適用期限 52. 3. 31→54. 3. 31
- 4 料理飲食等消費税の免税点の引上げ
 - 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点 3, 400円→4, 000円
 - 飲食店等における飲食の免税点 1, 700円→2, 000円
 - チケット制による飲食の免税点 1 品につき 850円→1, 000円
- 5 入湯税の標準額の引上げ 1 人 1 日 100円→ 150円

○昭和53年度税制改正

- 1 旅館、ホテルの建物の耐用年数の短縮
 - (1) 鉄骨、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 50年→47年
 - (2) れんが、石造又はブロック造 45年→42年
 - (3) 金属造 35年→33年
 - 28年→26年
 - 20年→18年
 - (4) 木造又は合成樹脂造 22年→18年
 - (5) 木造モルタル造 20年→16年
- 2 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食についての基礎控除の引上げ 1, 500円→2, 000円

○昭和54年度税制改正

- 1 環境衛生同業組合等に対する留保所得の特別控除制度の適用期限の延長
 - 適用期限 54. 3. 31→56. 3. 31
- 2 中小企業者等の取得する機械の特別償却制度の期限の延長
 - 適用期限 54. 3. 31→56. 3. 31

○昭和55年度税制改正

- 1 環境衛生同業組合（出資組合に限る）又は環境衛生同業小組合が設置する共同利用施設で、厚生大臣の認定を受けた振興計画に係るものについての特別償却制度の創設
- 2 公衆浴場の用に供する固定資産に係る固定資産税の軽減（昭和55年 1 月 22 日自治省固定資産税課長通知）
- 3 料理飲食等消費税の特別徴収義務者に対する交付金交付率の引上げ（昭和55年 1 月 24 日自治省税務局長通知） 1 %→2 %

○昭和56年度税制改正

- 1 出資証券が非課税となる法人として環境衛生同業小組合の追加
- 2 環境衛生同業組合等に対する留保所得の特別控除制度の適用期限の延長
 - 適用期限 56. 3. 31→58. 3. 31
- 3 省エネルギー促進税制の対象機械として、高効率洗たく仕上装置等を指定（通商産業省告示第201号）
- 4 中小企業者等の取得する機械の特別償却制度の適用期限の延長
 - 適用期限 56. 3. 31→58. 3. 31

○昭和57年度税制改正

- 1 料理飲食等消費税の免税点の引上げ（昭和58年1月1日施行）
 - 飲食店等における飲食の免税点 2,000円→2,500円
 - 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点 4,000円→5,000円
- 2 全国及び都道府県環境衛生営業指導センターが直接その本来の事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の減免（昭和57年4月1日自治省府県税課長から内かん）
- 3 中小企業の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（昭和59年3月31日まで）

○昭和58年度税制改正

- 1 料理飲食等消費税の基礎控除額の引き上げ（昭和59年1月1日施行）
 - 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の基礎控除額 2,000円→2,500円
- 2 環境衛生同業組合等に係る留保所得の特別控除の適用期限の延長
 - 適用期限 58. 3. 31→60. 3. 31
 - 控除率を引き下げ 40%→36%
- 3 中小企業者等（環境衛生同業組合等を含む）の機械の特別償却制度の適用期限の延長
 - 適用期限 58. 3. 31→60. 3. 3
 - 対象機械 110万円以上→140万円以上
- 4 中小小売商業用の店舗用建物（環衛組合及び環衛小組合が振興計画に基づき設置する共同利用施設）の特別償却制度の適用期限の延長
 - 適用期限 58. 3. 31→60. 3. 31
- 5 中小企業者の相続についての個人事業者の小規模宅地の評価の特例（事業用地の価額の評価額を200㎡までは、40%減額）

○昭和59年度税制改正

全国環境衛生営業指導センター及び都道府県環境衛生営業指導センターの法人住民税の減免（昭和59年2月6日自治省府県税課長市町村税課長共同内かん）

○昭和60年度税制改正

- 1 入場税の免税点引上げ（昭和60年4月1日施行）
 - 映 画 館 1,500円→2,000円
 - 演劇・スポーツ等 3,000円→5,000円
- 2 中小企業者等（環境衛生同業組合等を含む）の機械の特別償却制度の適用期限の延長
 - 適用期限 60. 3. 31→62. 3. 31

○特別償却率 1/6→14%

3 環境衛生同業組合等に係る留保所得の特別控除の適用期限の延長

○適用期限 60. 3. 31→62. 3. 31

4 環衛組合等が振興計画に基づき設置する共同利用施設の特別償却制度の適用期限の延長

○適用期限 60. 3. 31→62. 3. 31

5 料理飲食等消費税の特別徴収義務者に対する交付金交付率の引上げ（昭和60年4月1日自治省府県税課長通知）

2%→2.2%

6 公衆浴場に係る固定資産税の課税額の特例措置の拡充（昭和60年、61年限り）（昭和60年2月8日自治省固定資産税課長通知）

○昭和61年度税制改正

1 中小企業の貸倒引当金の特例の適用期限の延長

○適用期限 61. 4. 1→63. 3. 31

2 エネルギー基盤高度化設備投資促進税制の創設

（61. 4. 1～63. 3. 31）取得価格の30%特別償却又は取得価格の7%税額控除

3 中小企業新技術体化投資促進税制の適用期限の延長

○適用期限 61. 4. 1～63. 3. 31

○昭和62年度税制改正

1 中小企業者等の機械の特別償却制度の適用期限の延長

○適用期限 61. 3. 31→63. 3. 31

2 環衛組合及び環衛小組合が振興計画に基づき設置する共同利用施設の特別償却制度の適用期限の延長

3 環境衛生同業組合等に係る留保所得の特別控除の適用期限の延長

○適用期限 61. 3. 31→63. 3. 31

○控除率 36%→34%

4 中小企業等基盤強化税制の創設

○昭和63年度税制改正

1 公衆浴場に係る固定資産税の軽減（昭和63～64年度限り）

昭和63年度の土地の評価替えによる上昇率が1.15倍超の土地について5%の税額軽減

（昭和63年2月9日自治固第26号自治省固定資産税課長通知）

2 エネルギー社会経済基盤投資促進税制の創設（所得税，法人税）

○全自動連続式洗濯機，全自動洗濯脱水機を取得した場合に取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除（エネルギー基盤高度化設備投資促進税制の組替え）

3 中小企業新技術体化投資促進税制の適用期限の延長（所得税，法人税）

○適用期限 63. 3. 31→65. 3. 31

○最低取得価格 140万円→160万円

〔対象機器〕全自動連続洗濯脱水乾燥装置，全自動連続ドライクリーニング装置

4 中小企業貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

○適用期限 63. 3. 31→65. 3. 31

5 中小企業者等の機械の特別償却制度の適用期限の延長

○適用期限 63. 3. 31→65. 3. 31

6 環境衛生同業組合等に係る留保所得の特別控除の適用期限の延長

○適用期限 63. 3. 31→65. 3. 31

○平成元年度税制改正

1 特別地方消費税の免税点の引上げ（平成元年4月1日施行）

○飲食店等における飲食の免税点 2,500円→5,000円

○旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点 5,000円→10,000円

2 環境衛生同業組合等に係る留保所得の特別控除制度の適用期限の延長（法人税）

○一般の組合については現行のまま（控除率34%）2年間延長 1. 3. 31→3. 3. 31

（注）出資総額1億円を超える大規模な組合については累積留保金額に応じた控除率をそれぞれ1%引き下げて2年間延長

3 中小企業者等の取得する機械装置に対する特別償却制度の適用期限の延長（所得税、法人税）

○現行のまま（償却率14%、最低取得額160万円）2年間延長 1. 3. 31→3. 3. 31

4 環境衛生同業組合等が振興計画に基づき設置する共同利用施設に対する特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

○現行のまま（償却率8%）2年間延長 1. 3. 31→3. 3. 31

○平成2年度税制改正

1 公衆浴場に係る固定資産税の特例措置の改善（固定資産税）

○物価統制令の適用を受けている公衆浴場の事業の用に供する土地・建物に係る固定資産税の課税額を2分の1→5分の2に引き下げる。

2 入湯税の充当対象範囲の拡大

○入湯税の充当対象範囲に観光の振興に要する費用を加える。

3 中小企業貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

○資本金額が1億円以下の普通法人等の貸倒引当金の損金算入限度額の特例（通常の場合の損金算入限度額の116%相当割増を認める）

○適用期限 2. 3. 31→4. 3. 31

4 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）の適用期限の延長（所得税・法人税）

○中小企業であるクリーニング業者が以下の電子機器利用設備を取得した場合の税制上の特例（取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除）

○適用期限 2. 3. 31→4. 3. 31

○対象機器

- ・全自動連続洗濯脱水乾燥装置
- ・全自動連続ドライクリーニング装置

5 エネルギー環境変化対応投資促進税制の創設（所得税・法人税）

○中小企業であるクリーニング業者が以下のエネルギー環境変化対応設備を取得した場合の税制上の特例装置（取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除）を創設（平成4年3月31日まで）

- ・全自動連続式洗濯機
- ・全自動連続洗濯脱水機

○平成3年度税制改正

1 地価税の導入

- 物価統制令の適用になる公衆浴場の用地、環境衛生同業組合・同連合会（非出費のみ）、1年以上の課程の各種学校（理・美容師養成施設）の用地については非課税
- 環境衛生同業組合・同連合会（出資のみ）については2分の1に軽減
- 基礎控除として中小企業者は15億円又は30,000円×面積（㎡）が認められた。

2 商法等の改正による最低資本金制度の導入に伴う特例措置の創設

- ・利益準備金及び配当可能利益の資本組入に伴う配当課税の非課税（所得税）
- ・商業登記に係る登録免許税の軽減（登録免許税。増資3/1000。組織変更等1,000円）

3 中小企業者である環境衛生関係営業者及び環境衛生同業組合の機械等に係る特別償却制度の適用期限延長（所得税・法人税）

○適用期限 3.3.31→5.3.31

○対象機器の最低価格の引上げ 160万円→180万円

4 中小企業等の事業基盤強化設備の特別償却制度の適用期限の延長（所得税・法人税）

○適用期限 3.3.31→5.3.31

5 環境衛生同業組合等に係る留保所得の特別控除制度の適用期限の延長（法人税）

○適用期限 3.3.31→5.3.31

○控除率 34%→32%

6 環境衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

○適用期限 3.3.31→5.3.31

7 特別地方消費税

{	免税店の引上げ：飲食 5,000円→7,500円
	宿泊 10,000円→15,000円
	交付金制度の創設

8 固定資産税については一定の激変緩和措置がとられた。

○平成4年度税制改正

1 中小企業貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

- 資本金額が1億円以下の普通法人等の貸倒引当金の損金算入限度額の特例（通常の場合の損金算入限度額の116%相当割増を認める）。

○適用期限 4.3.31→6.3.31

2 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）の適用期限の延長（所得税・法人税）

- 中小企業であるクリーニング営業者が以下の電子機器利用設備を取得した場合の税制上の特例（取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除）

○適用期限 4.3.31→6.3.31

○対象機器

- ・全自動連続洗濯脱水乾燥装置
- ・全自動連続ドライクリーニング装置

3 エネルギー需給構造改革投資促進税制の創設（所得税・法人税）

- 中小企業であるクリーニング営業者が以下のエネルギー環境変化対応設備を取得した場合の税制上の特例（取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除）を創設（平成6年3月31日まで）

- ・全自動洗濯脱水機

○平成5年度税制改正

1 脱特定フロン等対応型設備に係る特別償却制度の創設（所得税・法人税）

フロン代替物質を利用した取得価額200万円以上のドライクリーニング機器を取得した場合に、取得価額の21%の特別償却を認める。

2 中小企業事業基盤強化税制の適用期限の延長（所得税・法人税）

○中小企業者である環境衛生関係業者等が事業基盤強化設備を取得した場合には取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認められているが、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 5.3.31→7.3.31

3 環境衛生同業組合等に係る留保所得の特別控除制度の適用期限の延長（法人税）

○環境衛生同業組合等が所得の全部又は一部を留保した場合には留保した額の一定額について32%の損金算入が認められているが、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 5.3.31→7.3.31

4 環境衛生同業組合等の共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

○環境衛生同業組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合には取得価額の8%の特別償却が認められているが、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 5.3.31→7.3.31

5 中小企業者の機械等に係る特別償却制度の適用期限の延長（所得税・法人税）

○中小企業者が一定規模以上の機械等を取得した場合には取得価額の14%の特別償却が認められてもいるが、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 5.3.31→7.3.31

I 総合経済対策関係税制（平成4年8月）

平成4年8月28日の経済対策閣僚会議において決定された「総合経済対策」の一環として、省力化、合理化関連等の民間設備投資を促進するため、平成4年10月1日から1年間の臨時特別の措置として、中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制等の対象設備の追加が行われた。環境衛生営業関係設備は以下のとおりである。

○ 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制：所得税・法人税）

- ・自動洗濯物仕上げ装置

II 総合経済対策関係税制（平成5年4月）

平成5年4月13日の経済対策閣僚会議において決定された「総合的な経済対策の推進について」において、住宅取得等の促進、省力化、合理化投資の支援、中堅層の税負担の軽減等を図るための措置が講じられた。環境衛生営業関係は次のとおりである。

○ 中小企業機械投資促進税制（平成5年7月1日から1年間適用：所得税・法人税）

- ・現行の中小企業者等の機械の特別償却（14%）の対象となっている中小企業者が新たに取得する1台又は1基の取得価額が200万円以上の機械等について、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める。
- ・中小企業者等の就業環境の改善に資する電子計算機、複写機、ファクシミリ、POS等特定の器具備品（1台又は同一種類の複数台の合計取得価額が、100万円以上のものに限る。）についても上記と同様の扱いとする。

III 緊急経済対策関係税制（平成5年9月）

平成5年9月16日の経済対策閣僚会議において決定された「緊急経済対策」の一環として、省力化・合理化関連等の民間設備投資を促進するため、平成5年10月1日から1年間の臨時特別の措置として、中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制等の対

象設備の追加が行われた。環境衛生営業関係設備は以下のとおりである。

- 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制・所得税・法人税）
 - ・自動洗濯物仕上げ装置

IV 総合経済対策関係税制（平成6年2月8日）

平成6年2月8日の経済対策閣僚会議において決定された「総合経済対策」において、引き続き民間設備投資の促進を図るため、総合経済対策（平成5年4月）に基づき平成5年7月1日から1年間の臨時特別の措置として講じられた中小企業機械投資促進税制及び高度省力化投資促進税制の適用期限（平成6年6月30日）を平成6年12月31日まで延長することとされた。

環境衛生営業関係設備は、Ⅱを参照のこと。

○平成6年度税制改正

1 中小企業貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

- 中小企業の貸倒引当金については、通常の損金算入限度額の116%相当額まで認められているが、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 6.3.31→8.3.31

2 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）の適用期限の延長（所得税・法人税）

- 中小企業が電子機器利用設備を取得した場合には取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が認められているが、その適用期限を2年間延長する。

（対象設備：全自動連続洗濯脱水乾燥装置）

○適用期限 6.3.31→8.3.31

3 エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限の延長（所得税・法人税）

- エネルギー需給構造の改革に資する設備を取得した場合には取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が認められているが、その適用期限を2年間延長する。

（対象設備：全自動洗濯脱水機）

○適用期限 6.3.31→8.3.31

4 脱特定フロン等対応型設備に対する固定資産税の軽減措置の創設（固定資産税）

- 脱特定フロン等対応型設備を取得した場合に取得後3年度分の固定資産税について課税標準額を3分の2にする。

（対象設備：ドライクリーニング機器〔平成5年4月1日から平成7年3月31日までの間に新たに取得したものに限る。〕）

○平成7年度税制改正

1 国税関係

(1) 脱特定フロン等対応型設備に対する特別償却制度の延長（所得税・法人税）

特定フロン、トリクロロエタンの代替物質を溶剤として用いるドライクリーニング機器を取得した場合の特別償却制度の適用期限を2年間延長。（ただし、特別償却率を21%→18%、取得価額基準を200万円→240万円に縮小し、H C F Cを溶剤として用いる機器については、溶剤回収装置を有するものに限る。）

○適用期限 7.3.31→9.3.31

(2) 中小企業者の機械等に係る特別償却制度の延長（所得税・法人税）

中小企業者が一定規模以上の機械等を取得した場合の特別償却制度の適用期限を2年間延長。

（ただし、特別償却率を13%→11%、取得価額基準を200万円→220万円に縮小。）

○適用期限 7.3.31→9.3.31

(3) 中小企業等の事業基盤強化設備の特別償却制度の延長（所得税・法人税）

環衛業者等が事業基盤強化設備を取得した場合には取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認められているが、適用期限を2年間延長。（ただし、大企業は100分の75に圧縮。）

○適用期限 7.3.31→9.3.31

(4) 環衛組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の延長（法人税）

環衛組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合には取得価額の8%の特別償却が認められているが、その適用期限を2年間延長。

○適用期限 7.3.31→9.3.31

(5) 環衛組合等に係る留保所得の特別控除制度の適用期限の延長（法人税）

一定の要件のもとに控除対象留保金額の100分の32相当額を損金に算入できるが、その適用期限を2年間延長。（ただし、出資総額が1億円超の組合については、留保所得の損金算入率を圧縮。）

○適用期限 7.3.31→9.3.31

2 地方税関係

公衆浴場に係る課税額の特例措置の拡充（固定資産税）

一般公衆浴場の事業の用に供する土地・建物に係る固定資産税について課税額が5分の2に軽減されているが、これを3分の1に拡充する措置を講ずる。

○平成8年度税制改正

1 国税関係

(1) 中小企業の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

○中小企業の貸倒引当金については、通常の損金算入限度額の116%相当額まで認められているが、この適用期限を2年間延長する。

○適用期限 8.3.31→10.3.31

(2) 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）の適用期限の延長（所得税・法人税）

○中小企業者が電子機器利用設備を取得した場合には取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が認められているが、その適用期限を2年間延長する。

（対象設備：全自動連続洗濯脱水乾燥装置）

○適用期限 8.3.31→10.3.31

(3) エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限の延長（所得税・法人税）

○エネルギー需給構造の改革に資する設備を取得した場合には取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が認められているが、その適用期限を2年間延長する。

（対象設備：全自動洗濯脱水機（但し、対象設備の洗濯容量：8kg以上→13kg以上））

○適用期限 8.3.31→10.3.31

2 地方税関係

脱特定フロン等対応型設備に対する固定資産税の軽減措置の適用期限の延長（固定資産税）

脱特定フロン等対応型設備を取得した場合に取得後3年度分の固定資産税について課税標準額の軽減措置が認められているが、この適用期限を2年間延長する。（但し、課税標準：2/3→3/4，取得価額基準：200万円→240万円）

（対象設備：ドライクリーニング機器〔平成7年4月1日から平成9年3月31日までの間に新たに取得したもの〕）

○平成9年度税制改正

1 国税関係

(1) 特定設備等に係る特別償却制度の拡充（所得税・法人税）

特定設備等を取得した場合に、18%の特別償却を認められている。

・脱特定物質対応設備

ドライクリーニング装置（指定物質を溶剤として用いるものにあつては、活性炭吸着式処理装置を同時に設置する場合を除き、気化した当該溶剤を活性炭により吸着して回収する機構を有するものに限る。ただし取得価額200万円以上）

・一般公害防止用設備

活性炭吸着式処理装置（指定物質を活性炭により吸着して回収するものに限る。）

(2) 中小企業者の機械等に係る特別償却制度の延長（所得税・法人税）

中小企業者が一定規模以上の機械等を取得した場合の特別償却制度の適用期限を2年間延長する。
（ただし、取得価額基準を220万円から230万円に引き上げ）

○適用期限 9.3.31→11.3.31

(3) 中小企業等の事業基盤強化設備の特別償却制度の延長（所得税・法人税）

環衛業者等が、事業基盤強化設備を取得した場合には取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認められており、その適用期限を2年間延長する。（ただし、取得価額基準を240万円から280万円に引き上げ）

○適用期限 9.3.31→11.3.31

(4) 環衛組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

環衛組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合には取得価額の8%の特別償却が認められており、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 9.3.31→11.3.31

(5) 環境衛生同業組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長（法人税）

一定の要件のもとに控除対象留保金額の100分の32相当額を損金に算入できるが、その適用期限を2年間延長する。（ただし、出資金1億円超の組合は設立後5年以内が対象）

○適用期限 9.3.31→11.3.31

2 地方税関係

(1) 公害防止用設備に係る固定資産税の特例措置の拡充（固定資産税）

・活性炭吸着式処理装置（一体となって設置され、不可分の状態にあるドライクリーニング装置を含む）について、課税標準を1/6とする。

○適用期限 ～11.3.31

・地下水浄化設備（テトラクロエチレン等を含む地下水の水質を浄化するための装置）について、課税標準を1/3とする。

○適用期限 ～11.3.31

(2) 特別地方消費税の廃止（特別地方消費税）

平成12年3月31日をもって廃止。

交付金制度についても同日をもって廃止。

○平成10年度税制改正

1 国税関係

(1) 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）の適用期限の延長（所得税・法人税）

- ・中小企業者である環境衛生関係営業者等については、生産性の向上及び経営の近代化の観点から対象設備について特別償却（取得価額の30%）又は税額控除（取得価額の7%）が認められているが、この措置の適用期限を2年間延長する。ただし、取得に係る税額控除を個人及び資本金3,000万円以下の法人に限ることとする。

（対象設備：全自動連続洗濯脱水乾燥装置）

○適用期限 10.3.31→12.3.31

(2) エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限の延長（所得税・法人税）

- ・エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却（取得価格の30%）又は税額控除（取得価額の7%）が認められているが、この適用期限を2年間延長する。

（対象設備：全自動洗濯脱水機）

○適用期限 10.3.31→12.3.31

(3) 中小企業の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

- ・資本金1億円以下の普通法人等の貸倒引当金については、特例として、通常の場合での損金算入限度額の116%相当額が当該法人等の限度額となっているが、この措置の適用期限を3年間延長する。

○適用期限 10.3.31→13.3.31

2 地方税関係

(1) 福祉浴場の用に供する土地、建物に係る固定資産税の特例措置の創設（固定資産税）

- ・公衆浴場の土地、建物に係る固定資産税の税額は、現在3分の1とされているが、高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場（福祉浴場）については、これを6分の1に軽減する。

(2) 公害防止用設備（活性炭利用吸着式処理装置、地下水浄化設備）に係る固定資産税の特例措置の延長（固定資産税）

- ・活性炭利用吸着式処理装置（当該装置と一体となって設置され不可分の状態にあるドライクリーニング装置を含む。）については、固定資産税の税額が1/6に、テトラクロロエチレン等を含む地下水の水質を浄化するための地下水浄化設備については、固定資産税の税額が1/3に軽減されているが、この適用期限を2年間延長する。

○適用期限 10.3.31→12.3.31

○平成11年度税制改正

1 国税関係

(1) 特定設備等に係る特別償却制度の拡充（所得税・法人税）

特定設備等を取得した場合に、18%の特別償却を認められている。

- ・脱特定物質対応設備

ドライクリーニング装置（指定物質を溶剤として用いるものにあつては、活性炭吸着式処理装置を同時に設置する場合を除き、気化した当該溶剤を活性炭により吸着して回収する機構を有するものに限る。ただし取得価額は200万円以上）

- ・一般公害防止用設備

活性炭吸着式処理装置（指定物質を活性炭により吸着して回収するものに限る。）

(2) 中小企業者の機械等に係る特別償却制度の延長（所得税・法人税）

中小企業者が一定規模以上の機械等を取得した場合の特別償却制度の適用期限を2年間延長する。（ただし、取得価額基準を220万円から230万円に引き上げ）

○適用期限 11. 3. 31→13. 3. 31

(3) 中小企業等の事業基盤強化設備の特別償却制度の延長（所得税・法人税）

環衛業者等が、事業基盤強化設備を取得した場合には取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認められており、その適用期限を2年間延長する。（ただし、取得価額基準を240万円から280万円に引き上げ）

○適用期限 11. 3. 31→13. 3. 31

(4) 環衛組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

環衛組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合には取得価額の8%の特別償却が認められており、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 11. 3. 31→13. 3. 31

(5) 環境衛生同業組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長（法人税）

一定の要件のもとに控除対象留保金額の100分の32相当額を損金に算入できるが、その適用期限を2年間延長する。（ただし、出資金1億円超の組合は設立後5年以内が対象）

○適用期限 11. 3. 31→13. 3. 31

○平成12年度税制改正

1 国税関係

(1) 中小企業新技術体化投資促進税制の適用期限の延長（所得税・法人税）

・メカトロ税制

中小企業者である環境衛生関係営業者等については、生産性の向上及び経営の近代化の観点から対象設備について特別償却（取得価格の30%）又は税額控除（取得価格の7%）が認められているが、この適用期限を2年間延長する。

（対象設備 全自動連続洗濯脱水乾燥装置）

○適用期限 12. 3. 31→14. 3. 31

(2) エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限の延長（所得税・法人税）

・エネ革税制

エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却（取得価格の30%）又は税額控除（取得価格の7%）が認められているが、この適用期限を2年間延長する。

（対象設備：全自動連続洗濯脱水機）

○適用期限 12. 3. 31→14. 3. 31

2 地方税関係

(1) 公害防止用施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

特定物質を用いて洗浄を行うドライクリーニング装置と一体となって設置され不可分の状態にある活性炭利用吸着式処理装置については、固定資産税の課税標準となるべき価格の1/6の額に軽減されている。

テトラクロロエチレン等を含む地下水の水質を浄化するための地下水浄化設備については、固定資産税の課税標準となるべき価格の1/3の額に軽減されている。

この特例措置の適用期限を2年間延長する。

○適用期限 12. 3. 31→14. 3. 31

(2) 公衆浴場の用に供する固定資産税に係る軽減措置の拡充（固定資産税）

地方分権推進の観点から、今後、軽減税率を通知で示すことが困難となるため、従来の取り扱いを考慮し適宜免除又は軽減することが適当である旨の新たな通知を発出した。

○平成13年度税制改正

1 国税関係

- (1) 生衛組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

生衛組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合には取得価額の8%の特別償却が認められており、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 13. 3. 31→15. 3. 31

- (2) 生活衛生同業組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長（法人税）

一定の要件のもとに控除対象留保金額の100分の32相当額を損金に算入できるが、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 13. 3. 31→15. 3. 31

- (3) 中小企業の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

資本金1億円以下の普通法人等の貸倒引当金については、特例として、通常の場合での損金算入限度額の116%相当額が当該法人等の限度額となっているが、この措置の適用期限を2年間延長する。

○適用期限 13. 3. 31→15. 3. 31

- (4) 中小企業等の事業基盤強化設備の特別償却制度の延長（所得税・法人税）

生衛業者等が、事業基盤強化設備を取得した場合には取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認められており、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 13. 3. 31→15. 3. 31

- (5) 産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の適用期限の延長（所得税・法人税）

産業活力再生特別措置法に基づく認定業者に係る欠損金の繰越期間を通常の5年から7年に延長する。

- (6) 中小企業者の機械等に係る特別償却制度の延長（所得税・法人税）

中小企業者が230万円以上の機械等を取得した場合の特別償却制度の適用期限を2年間延長する。

○適用期限 13. 3. 31→15. 3. 31

- (7) 公害防止用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（所得税・法人税）

特定設備等を取得した場合に、特別償却を認められている。（ただし、18%から16%に引き下げ）

・脱特定物質対応設備

ドライクリーニング装置（指定物質を溶剤として用いるものにあつては、活性炭吸着式処理装置を同時に設置する場合を除き、気化した当該溶剤を活性炭により吸着して回収する機構を有するものに限る。ただし取得価額は200万円以上）

・一般公害防止用設備

活性炭吸着式処理装置（指定物質を活性炭により吸着して回収するものに限る。ただし、取得価額150万円以上の機器に限定）

○平成14年度税制改正

1 国税関係

- (1) エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限の延長（所得税・法人税）

・エネ革税制

エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却（取得価額の30%）又は税額控除（取得価額の7%）が認められているがこの適用期限を2年間延長する。

○適用期限 14. 3. 31→16. 3. 31

(2) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長（所得税・法人税）

特定設備等を取得した場合に、特別償却（16%）を認められており、その適用期限を2年間延長する。

・脱特定物質対応設備

ドライクリーニング装置（指定物質を溶剤として用いるものにあつては、活性炭吸着式処理装置を同時に設置する場合を除き、気化した当該溶剤を活性炭により吸着して回収する機構を有するものに限る。ただし取得価額は200万円以上）

・一般公害防止用設備

活性炭吸着式処理装置（指定物質を活性炭により吸着して回収するものに限る。ただし、取得価額150万円以上の機器に限定）

○適用期限 14. 3. 31→16. 3. 31

(3) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長（所得税・法人税）

一定金額以上の機械装置（取得の場合は160万円以上、リースの場合は210万円以上）又はパソコン等9器具又は備品（取得の場合は100万円以上、リースの場合は140万円以上）を取得した場合には30%の特別償却又は7%の特別税額控除を認める。ただし、取得に係る税額控除は個人及び資本金3,000万円以下の法人に限る。

○適用期限 14. 3. 31→16. 3. 31

2 地方税関係

(1) 公害防止用施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

特定物質を用いて洗浄を行うドライクリーニング装置と一体となって設置され不可分の状態にある活性炭利用吸着式処理装置については、固定資産税の課税標準となるべき価格の1/6の額に軽減されている。

テトラクロロエチレン等を含む地下水の水質を浄化するための地下水浄化設備については、固定資産税の課税標準となるべき価格の1/3の額に軽減されている。

この特例措置の適用期限を2年間延長する。

○適用期限 14. 3. 31→16. 3. 31

(2) 生きがい対応型デイサービス事業に係る固定資産税の特例措置の旅館・ホテル業への拡充（固定資産税）

生きがい対応型デイサービスを実施する旅館・ホテル等の固定資産税について、各市町村の判断で減免ができることとなった。

この拡大措置の適用期限は、無期限とされている。

○平成15年度税制改正

1 国税関係

(1) 生衛組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

生衛組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合には取得価額の8%の特別償却が認められており、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 15. 3. 31→17. 3. 31

(2) 生活衛生同業組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長（法人税）

一定の要件のもとに控除対象留保金額の100分の32相当額を損金に算入できるが、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 15. 3. 31→17. 3. 31

(3) 中小企業の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

資本金1億円以下の普通法人等の貸倒引当金については、特例として、通常の場合での損金算入限度額の116%相当額が当該法人等の限度額となっているが、この措置の適用期限を2年間延長する。

○適用期限 15. 3. 31→17. 3. 31

(4) 中小企業等の事業基盤強化設備の特別償却制度の延長（所得税・法人税）

生衛業者等が、事業基盤強化設備を取得した場合には取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認められており、その適用期限を2年間延長する。

○適用期限 15. 3. 31→17. 3. 31

(5) 産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の適用期限の延長（所得税・法人税・登録免許税不動産取得税）

産業活力再生特別措置法に基づく認定事業者に係る欠損金の繰越期間を通常の5年から7年に延長する。

- ・事業革新設備導入計画の認定事業者が取得等をする特定の革新設備について、取得価額の一定割合（24～40%）の特別償却を認める。
- ・認定事業者が他の認定事業者と共同で会社を設立する場合に行われる現物出資に伴う譲渡益について課税の繰延べを認める。
- ・認定事業者が計画にしたがって行う登記に係る登録免許税を例えば株式会社等で0.7%から0.25%に軽減する（平成20年3月31日まで。ただし平成18年3月31日までは0.15%に軽減する）。

○適用期限 15. 3. 31→17. 3. 31

ただし登録免許税については、平成18年3月31日までは0.15%に、平成20年3月31日までは0.25%に軽減する。

○平成16年度税制改正

1 国税関係

(1) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長（所得税・法人税）

特定設備等を取得した場合に、特別償却（16%）を認められており、その適用期限を2年間延長する。

- ・一般公害防止用設備

活性炭吸着式処理装置（指定物質を活性炭により吸着して回収するものに限る。ただし、取得価額300万円以上の機器に限定）

○適用期限 16. 4. 1→18. 3. 31

(2) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長（所得税・法人税）

一定金額以上の機械装置（取得の場合は160万円以上、リースの場合は210万円以上）又はパソコン等9器具又は備品（取得の場合は120万円以上、リースの場合は160万円以上）を取得した場合には30%の特別償却又は7%の特別税額控除を認める。ただし、取得に係る税額控除は個人及び資本金3,000万円以下の法人に限る。

○適用期限 16. 4. 1→18. 3. 31

(3) (財)理容師美容師試験研修センターにおける試験事業及び免許登録事業の取扱いの明確化（法人税）

平成16年度税制改正大綱において、公益法人制度については、現在、政府において、平成17年度末までに法制上の措置を講ずることを目指して抜本的な見直しを検討されているところであり、新たな制度の骨格が明らかになった段階で、それに対応した税制上の措置について見直しを検討する

ので、その際に、理容師・美容師の試験事業等については、他の類似する国家資格に関する事業を国から委託されている公益法人に対する課税の取扱いと同様とすることとされた。

2 地方税関係

公害防止用施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

特定物質を用いて洗浄を行うドライクリーニング装置と一体となって設置され不可分の状態にある活性炭利用吸着式処理装置については、固定資産税の課税標準となるべき価格の1/3の額に軽減されている。

テトラクロロエチレン等を含む地下水の水質を浄化するための地下水浄化設備については、固定資産税の課税標準となるべき価格の1/3の額に軽減されている。

この特例措置の適用期限を2年間延長する。

○適用期限 16. 3. 31→18. 3. 31

○平成17年度税制改正

1 国税関係

(1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合には取得価額の8%の特別償却が認められているが、この適用期限を2年間延長する。

○適用期限 17. 3. 31→19. 3. 31

(2) 生活衛生同業組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合等が出資総額の4分の1に達するまで、控除対象留保金額の100分の32相当額を損金に算入できるが、この適用期限を2年間延長する。

○適用期限 17. 3. 31→19. 3. 31

(3) 生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合等の貸倒引当金について、通常の損金算入限度額の116%相当額を所得計算上損金に算入できるが、この制度の適用期限を2年間延長する。

○適用期限 17. 3. 31→19. 3. 31

(4) 中小企業者等の事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の延長（所得税・法人税）

生活衛生関係営業者等が一定価格以上の事業基盤強化設備を取得した場合には、取得価額の30%の特別償却及び又は7%の税額控除が認められているが、この適用期限を2年間延長する。

○適用期限 17. 3. 31→19. 3. 31

(5) 産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長（所得税・法人税）

・欠損金の繰戻還付、事業革新設備の特別償却の特例措置の延長

産業活力再生特別措置法に基づき事業再構築計画等の認可を受けた事業者に係る税制上の特例措置の適用期限を2年間延長する。

○適用期限 17. 3. 31→19. 3. 31

2 地方税関係

・産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長（不動産取得税）

産業活力再生特別措置法に基づき事業再構築計画等の認可を受けた事業者に係る税制上の特例措置の適用期限を2年間延長する。

○適用期限 17. 3. 31→19. 3. 31

○平成18年度税制改正

1 国税関係

(1) 中小企業投資促進税制の拡充・延長（所得税・法人税）

- ① 中小企業者が一定価格以上の機械・装置又は器具・備品を取得した場合に認められる税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用期限が2年間延長された。
- ② 対象資産に一定のソフトウェアが加えられるとともに、器具備品の対象品目の見直しが行われ、従来からの対象品目である電子計算機に加えデジタル複合機が追加された。（延長後の対象設備等 a. 全ての機械・装置 b. 器具備品（電子計算機、デジタル複合機） c. ソフトウェア d. 普通貨物自動車（重量3.5t以上） e. 内航船舶）

(2) 公害防止用設備に係る特別償却制度の延長（所得税・法人税）

ドライクリーニング装置に装着する活性炭吸着回収装置を取得した場合に認められる特別償却制度の適用期限が1年間延長された。

(3) 同族会社の留保金課税制度（法人税）

- ① 同族会社の判定が、現行制度では、同族関係者3グループで株式等50%超保有の同族会社とされていたが、これを同族関係者1グループで株式等50%超保有とされた。
- ② 留保控除額（以下のうち最も多い額）が大幅に引き上げられた。（ア及びエは資本金1億円以下の中小法人が対象）
 - ア 所得基準：所得等×50%（現行 35%）
 - イ 定額基準：2,000万円（現行 1,500万円）
 - ウ 積立準備金：変更なし
 - エ 自己資本比率基準：自己資本比率が30%に満たない場合におけるその満たない部分の額（現行 資本金×25%－利益積立金）
- ③ 留保金課税不適用措置の見直し

設立後10年以内の中小企業者及び自己資本比率50%以下の中小法人にかかる不適用措置が廃止された。

(4) 交際費課税（法人税）

- ① 資本金1億円以下の企業に限って認められている交際費の損金算入特例が2年間延長された。
- ② 実務上、一人当たり3千円が交際費と会議費等の区分の目安とされていたが、交際費とは別に一人当たり5千円以下の飲食費（役職員間の飲食費は除く）について損金算入を認めることにより交際費課税の範囲が明確化された。

(5) 事業承継税制（相続税）

これまで不明確だった物納不適格財産が法令で限定・明確化され、取引相場のない株式については譲渡制限株式のみが物納不適格とされ、それ以外の株式の物納は業績等を問わずに認められることとなった。（キャッシュに乏しい中小企業の事業承継円滑化のため、自社株式の物納に係る許可基準が緩和された。）

2 地方税関係

- ・ 公害防止用施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

活性炭利用吸着式処理装置及び地下水浄化設備に係る固定資産税を軽減する特例措置について、地下水浄化設備に係る課税標準を価格の2分の1（現行 3分の1）としたうえ、適用期限が2年間延長された。（クリーニング関係）

○平成19年度税制改正

1 国税関係

- (1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合には取得価額の8%の特別償却が認められており、この適用期限を2年間延長する。

- (2) 生活衛生同業組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合等が出資総額の4分の1に達するまで、控除対象留保金額の100分の32相当額を損金に算入できるが、この適用期限を2年間延長する。

- (3) 生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合等の貸倒引当金について、通常の損金算入限度額の116%相当額を所得計算上損金に算入できるが、この制度の適用期限を2年間延長する。

- (4) 中小企業者等の事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の延長（所得税・法人税）

生活衛生関係営業者等が一定価格以上の事業基盤強化設備を取得した場合には、取得価額の30%の特別償却及び又は7%の税額控除が認められており、飲食店業については、対象設備を振興事業に係る設備に限定した上で、この適用期限を2年間延長する。

- (5) 防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長（所得税・法人税）

ドライクリーン機に装着する活性炭吸着回収装置に係る現行の課税特例措置について、適用期限を2年間延長する。

- (6) 産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長（所得税・法人税）

事業革新設備の特別償却の特例措置の延長

本年の通常国会において産業活力再生特別措置法の改正案が提出され、制度改正がなされる予定であることを踏まえ、現在の事業再構築計画等に記載された機械装置に係る税制措置については、特別償却率を20%に引き下げ、その適用期限を2年間延長する。

なお、欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度における設備廃棄等欠損金額に係る適用除外措置は、適用期限の到来をもって廃止される。

- (7) 減価償却制度の抜本的見直し（所得税・法人税）

償却可能限度額を撤廃し、全額償却可能とするとともに、償却年数を諸外国に劣らないものにする等の見直しをする。

- (8) 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を統合して設立される新政策金融機関について税制上の所要の措置（法人税等）

次期通常国会に新政策金融機関の関連法案が提出される予定であるが、法案の内容を見て検討することとされている。

- (9) 特定同族会社に対する留保金課税制度等の見直し（法人税）

特定同族会社に対する留保金課税制度について、適用対象から資本金の額又は出資金の額が1億円以下である会社が除外される。また、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準である基準所得額を1,600万円（現行800万円）に引き上げるなど、零細な生活衛生関係事業者の税負担を軽減する。

2 地方税関係

- (1) 産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長（不動産取得税）

営業譲渡等により取得する不動産に係る特例措置の延長については、当該法律の改正案の内容を見て検討することとされている。

○平成20年度税制改正

1 国税関係

- (1) 産業活力再生特別措置法に係る登録免許税の特例措置の適用期限の延長（登録免許税）
産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置（株式会社の資本金額の増加に関する登録免許税率の軽減等）について、一部見直しの上、適用期限を2年間延長する。
- (2) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長（所得税，法人税，法人住民税）
中小企業者が、一定規模以上の機械装置、普通貨物自動車等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長する。
- (3) 財団法人理容師美容師試験研修センターにおける試験及び免許登録事業の非課税措置の創設（法人税）
国からの委託により（財）理容師美容師試験研修センターが行う理容師美容師試験及び免許登録事業について、他の類似する国家資格に関して委託を受けている公益法人が非課税とされていることを踏まえ、同様に非課税とする。

2 地方税関係

- (1) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長（固定資産税）
公害防止対策の適正かつ円滑な推進を図るため、固定資産税の課税標準が1/3に軽減されている活性炭吸着式処理装置等及び1/2に軽減されている地下水浄化施設については、その特例措置の適用期限を2年間延長する。
- (2) 公益法人制度改革に伴う税制上の所要の措置
平成20年12月より公益法人制度改革による新制度が開始されることに伴い、公益社団法人・公益財団法人について、新制度においても引き続き税法上の非課税措置等を受けられるようにすること等、税制上の所要の措置を講じる。

○平成21年度税制改正

1 国税関係

- (1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）
生活衛生同業組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合には取得価額の8%の特別償却が認められており、この適用期限を2年間延長する。
- (2) 生活衛生同業組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長（法人税）
留保所得の32%相当額を所得計算上、損金に算入することができる特例措置については、大幅な見直しが行われ、「設立後10年以内の協同組合等」に限定されたうえで、適用期限を2年間延長することとされた。ただし、その設立が「各都道府県又は全国に一と限定されている協同組合等」については、引き続き適用を認めることとされた。
生活衛生同業組合等については、各都道府県又は全国に一に限定されていることから、引き続き当該措置の適用対象とされた。
- (3) 生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）
生活衛生同業組合等の貸倒引当金について、通常の損金算入限度額の116%相当額を所得計算上損金に算入できるが、この制度の適用期限を2年間延長する。
- (4) 中小企業者等の事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の延長（所得税・法人税）
中小企業者である生活衛生関係営業者等（※1）が一定金額以上（※2）の事業基盤強化設備等を取得した際に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長することとされた。

※1 対象業種は、卸売、小売、飲食店（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項に規定する振興計画について同項に規定する認定を受けた生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合の組合員のみ）及びサービス業。

- ※2 ①機械・装置 取得の場合 280万円以上
リースの場合 370万円以上
②器具・備品 取得の場合 120万円以上
リースの場合 160万円以上

（注）飲食店業については、電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器のみ対象。

(5) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長（所得税・法人税）

ドライクリーニング機に装着する活性炭吸着回収装置に係る現行の課税特例措置について、適用期限を2年間延長する。

(6) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に係る特例措置の延長（所得税・法人税）

事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画及び事業革新設備導入計画について認定を受けたものが、その製作の後事業の用に供されたことのない事業革新設備を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、取得価額の20%（特定事業革新設備又は経営資源融合計画の場合は25%）の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

(7) 中小企業に対する法人税の軽減税率の時限的引下げ（法人税）

中小法人等（※）について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を、現行の22%から18%に引き下げるものとされた。

（※）中小法人等

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人（医療法人等）
- ・資本又は出資を有しない普通法人（持ち分の定めのない医療法人等）
- ・非営利性が徹底された一般社団法人等
- ・公益社団法人等
- ・人格のない社団等
- ・協同組合等（生活衛生協同組合、消費生活同業組合等）
- ・公益法人等（社会医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人）
- ・特定医療法人

(8) 中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活（法人税、法人住民税）

中小法人等（※）の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとされた。

（※）中小法人等の範囲については上記⑥の項と同様。

2 地方税関係

- ・産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に係る税制上の特例措置の延長（不動産取得税）

営業譲渡等により取得する不動産に係る特例措置の延長については、軽減措置を延長すると同時に、対象を拡大することとされた。

○平成22年度税制改正

1 国税関係

- (1) 産業活力再生特別措置法に係る登録免許税の特例措置の適用期限の延長（登録免許税）
産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置（株式会社の資本金額の増加に関する登録免許税率の軽減等）について、減税上限額を設定した上、適用期限を2年間延長する。
- (2) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長（所得税，法人税，法人住民税）
中小企業者が、一定規模以上の機械装置、普通貨物自動車等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

2 地方税関係

- ・公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長（固定資産税）
公害防止対策の適正かつ円滑な推進を図るため、固定資産税の課税標準が1/3に軽減されている活性炭吸着式処理装置等及び1/2に軽減されている地下水浄化施設については、その特例措置の適用期限を2年間延長する。

○平成23年度税制改正

1 国税関係

- (1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）
共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を現行の8%から6%に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。
なお、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向け検討することとされた。

- (2) クリーニング業における特別償却制度の適用期限の延長（所得税，法人税）
公害防止用施設の特別償却制度について、特別償却率を現行の14%から8%に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業者等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直し（拡充）した上、その適用期限を1年延長する。

2 地方税関係

- ・ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し（固定資産税）
観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の建物に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査を行うなど、出来るだけ速やかに検討することとされた。

○平成24年度税制改正

1 国税関係

- (1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）
共同利用施設の特別償却制度について、その適用期限を1年延長する（特別償却率6%）。
- (2) クリーニング業における特別償却制度の適用期限の延長（所得税，法人税）
現行の特例措置（300万円以上の、①テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機、②フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機の取得価額の8%の特別償却を認める措置）の適用期限を2年延長する。
- (3) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長（所得税，法人税，法人住民税）

対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、適用期限を2年間延長する。

(4) 産業活力再生特別措置法に係る登録免許税の特例措置の適用期限の延長（登録免許税）

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等又は認定中小企業承継事業再生計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長します。

イ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000分の5（現行 1,000分の3.5）

ロ 分割による法人の設立等の場合における次の登記

(イ) 不動産の所有権の移転登記 1,000分の4（現行 1,000分の2）

(ロ) 船舶の所有権の移転登記 1,000分の23（現行1,000分の12）

2 地方税関係

(1) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長（固定資産税）

公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

・指定物質の排出抑制施設については、対象にフッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機を追加した上、課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）とする。

(2) ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し（固定資産税）

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産税評価の見直しについて、現在実施している実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応する。

(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限の延長（所得税、法人税）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

(4) 交際費課税の特例措置の適用期限の延長（法人税）

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

(5) 産業活力再生特別措置法に係る不動産取得税の特例措置（不動産取得税）

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置を廃止します。なお、平成24年3月31日までに中小企業承継事業再生計画の認定を受けた者等については、所要の経過措置を講じる。

○平成25年度税制改正

1 国税関係

(1) 交際費課税の見直し（法人税）

中小法人の交際費課税の特例について、損金算入の限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、限度額までの交際費の全額を損金算入可能とする。

(2) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

共同利用施設の特別償却制度について、その適用期限を2年延長する（特別償却率6%）。

(3) 商業・サービス業活性化税制の創設（所得税、法人税）

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を創設する。

2 地方税関係

(1) 交際費課税の見直し（法人住民税、事業税）

中小法人の交際費課税の特例について、損金算入の限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、限度額までの交際費の全額を損金算入可能とする。

(2) 商業・サービス業活性化税制の創設（法人住民税）

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を創設する。

○平成26年度税制改正

1 国税関係

(1) 交際費課税の見直し（法人税）

中小法人の交際費課税の特例について、①飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入できることとするとともに、②中小法人に係る交際費の損金算入の特例（800万円までを全額損金算入）を2年間延長する。

(2) 公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長（所得税、法人税）

公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る特別償却（8%）を2年間延長する。

(3) 中小企業投資促進税制の拡充及び延長（所得税、法人税）

中小企業投資促進税制について、一部の設備に係る即時償却又は税額控除の割合の上乗せなどの拡充を図った上で、適用期限を3年間延長する。

(4) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（所得税、法人税）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年間延長する。

(5) 小規模企業共済制度における掛金控除等の措置（所得税、相続税）

小規模企業共済法施行令の一部改正を前提に、小規模企業共済等掛金控除等の対象となる小規模企業者の範囲を、宿泊業又は娯楽業を営む者で、常時使用する従業員の数が20名以下（現行：5名以下）のものに拡充する。

2 地方税関係

(1) 交際費課税の見直し（法人住民税、事業税）

中小法人の交際費課税の特例について、①飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入できることとするとともに、②中小法人に係る交際費の損金算入の特例（800万円までを全額損金算入）を2年間延長する。

(2) 公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長（固定資産税）

公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に価格を乗じた額を課税標準とする制度（わがまち特例）を導入した上で2年間延長する。

(3) 旅館・ホテルの建物に係る固定資産評価の見直し（固定資産税）

固定資産評価基準における鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の旅館・ホテルの用に供する家屋に係る経過年数を45年（現行50年）に短縮し、平成27年度の評価替えから適用する。

(4) 中小企業投資促進税制の拡充及び延長（所得税、法人税）

中小企業投資促進税制について、一部の設備に係る即時償却又は税額控除の割合の上乗せなどの拡充を図った上で、適用期限を3年間延長する。

- (5) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（法人住民税、事業税）
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年間延長する。
- (6) 小規模企業共済制度における掛金控除等の措置（個人住民税）
小規模企業共済法施行令の一部改正を前提に、小規模企業共済等掛金控除等の対象となる小規模企業者の範囲を、宿泊業又は娯楽業を営む者で、常時使用する従業員の数が20名以下（現行：5名以下）のものに拡充する。

○平成27年度税制改正

1 国税関係

- (1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）
生活衛生同業組合（出資組合に限る）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件（100万円以上）を設定した上、その適用期限を2年延長する（特別償却率6％）。
- (2) 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）
生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する（割増償却112％）。
- (3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長（所得税、法人税）
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (4) 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（相続税、贈与税）

<検討事項>

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

2 地方税関係

- (1) 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人住民税、事業税）
生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する。
- (2) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長（法人住民税、事業税）
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

○平成28年度税制改正

1 国税関係

- (1) 交際費課税の特例措置の延長（法人税）
交際費等の交際費等の損金算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待

飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金参入の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 公害防止用設備に係る特例措置の延長（所得税、法人税）

公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備からフッ素系溶剤に係る活性炭吸着式回収装置を含むドライクリーニング機を除外した上、その適用期限を1年延長する。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（所得税、法人税）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上、その適用期限を2年延長する。

(4) 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（相続税、贈与税）

＜検討事項＞

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

2 地方税関係

(1) 交際費課税の見直し（法人住民税、事業税）

交際費等の損金算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金参入の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 公害防止用設備に係る特例措置の延長（固定資産税）

テトラクロロエチレン溶剤及びフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着式処理装置について、適用対象を中小企業者等に限定した上、その適用期限を2年延長する。

○平成29年度税制改正

1 国税関係

(1) 公害防止用設備に係る特例措置の延長（所得税、法人税）

公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機）の特別償却制度について、取得価格要件を600万円以上（現行：300万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(2) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用 期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価格要件を200万円以上（現行：100万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(3) 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%（現行：12%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(4) 中小企業投資促進税制の延長（所得税、法人税）

中小企業投資促進税制から一部対象設備を見直した上で（器具備品を除外）、さらに上乘せ措置

(生産性向上設備等に係る即時償却等)を改組し、中小企業経営強化税制として新たに創設した上で、その適用期限を2年延長する。

(5) 中小企業経営強化税制の創設(所得税、法人税)

中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)について中小企業経営強化税制として改組し、対象資産に器具・備品及び建物附属設備等を拡充する措置等を行った上で、適用期限を2年間として創設する。

(6) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除)の延長(所得税、法人税)

中小商業、サービス業等の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度について、その適用期限を2年延長する。

(7) 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設(相続税、贈与税)

＜検討事項＞

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

2 地方税関係

(1) 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長(法人住民税、事業税)

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%(現行:12%)に引き下げた上で、その適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業投資促進税制の延長(法人住民税、事業税)

中小企業投資促進税制から一部対象設備を見直した上で(器具備品を除外)、さらに上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)を改組し、中小企業経営強化税制として新たに創設した上で、その適用期限を2年延長する。

(3) 中小企業経営強化税制の創設(法人住民税、事業税)

中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)について中小企業経営強化税制として改組し、対象資産に器具・備品及び建物附属設備等を拡充する措置等を行った上で、適用期限を2年間として創設する。

(4) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除)の延長(法人住民税、事業税)

中小商業、サービス業等の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度について、その適用期限を2年延長する。

(5) 中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例の拡充(固定資産税)

認定経営力向上計画に基づき取得した機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に器具備品・建物附属設備等を対象地域・業種を限定した上で、追加する。

○平成30年度税制改正

1 国税関係

(1) 交際費課税の特例措置の延長（法人税）

交際費等の損金算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金参入の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（所得税、法人税）

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

(3) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設（登録免許税）

中小企業等経営強化法に規定された認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った場合における不動産に係る登録免許税を軽減する措置を創設する。

(4) 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（相続税、贈与税）

<検討事項>

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

2 地方税関係

(1) 公害防止用設備に係る特例措置の延長（固定資産税）

公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機に限る。）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

(2) 交際費課税の特例措置の延長（法人住民税、事業税）

交際費等の損金算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金参入の特例の適用期限を2年延長する。

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（個人住民税、法人住民税、事業税）

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

(4) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設（不動産取得税）

中小企業等経営強化法に規定された認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った場合における不動産に係る不動産取得税を軽減する措置を創設する。

○平成31年度税制改正

1 国税関係

(1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、その適用期限を2年延長する。

(2) 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減（法人税）

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置につ

いては適用期限をもって廃止する。なお、令和5年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

- (3) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（所得税、法人税）

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

- (4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（所得税、法人税）

中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は7%の税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

- (5) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長（所得税、法人税）

商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善指導等に基づき喫煙専用室の設置等の経営改善設備を取得した場合等に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる制度について、その適用期限を2年延長する。

- (6) 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（相続税、贈与税）

個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度を創設する。

2 地方税関係

- (1) 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減（法人住民税、事業税）

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置については適用期限をもって廃止する。なお、令和5年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

- (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（法人住民税、事業税）

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

- (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（法人住民税、事業税）

中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は7%の税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

- (4) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長（法人住民税、事業税）

商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善指導等に基づき喫煙専用室の設置等の経営改善設備を取得した場合等に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる制度について、その適用期限を2年延長する。

○令和2年度税制改正

1 国税関係

(1) 交際費課税の特例措置の延長（法人税）

交際費等の損金算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例（対象法人からその資本金の額等が100億円を越える法人は除外）及び中小法人に係る損金参入の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（所得税、法人税）

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）できる特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

①対象法人から連結法人を除外する。

②対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下に引き下げる。

(3) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（登録免許税）

中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る登録免許税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

2 地方税関係

(1) 交際費課税の特例措置の延長（法人住民税、事業税）

交際費等の損金算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例（対象法人からその資本金の額等が100億円を越える法人は除外）及び中小法人に係る損金参入の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（個人住民税、法人住民税、事業税）

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）できる特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

①対象法人から連結法人を除外する。

②対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下に引き下げる。

(3) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（不動産取得税）

中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

○令和3年度税制改正

1 国税関係

(1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、取得価額要件を400万円以上（現行：200万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設（所得税、法人税）

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税②雇用確保を促す税制③準備金の創設を認める措置を創設する。

- (3) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（所得税、法人税）

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、対象となる業種に料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する業種（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）等を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

- (4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（所得税、法人税）

中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は7%（資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%）の税額控除をすることができる措置について、「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

2 地方税関係

- (1) 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設（個人住民税、法人住民税、事業税）

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税②雇用確保を促す税制③準備金の創設を認める措置を創設する。

- (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（法人住民税、事業税）

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、対象となる業種に料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する業種（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）等を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

- (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（法人住民税、事業税）

中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は7%（資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%）の税額控除をすることができる措置について、「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

○令和4年度税制改正

1 国税関係

- (1) 交際費課税の特例措置の延長（法人税）

交際費の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

- (2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（所得税、法人税）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。

- (3) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（登録免許税）

中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得

した一定の不動産に係る登録免許税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する（適用期限を2023年3月31日まで延長する）。

2 地方税関係

- (1) 交際費課税の特例措置の延長（法人住民税、事業税）

交際費の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

- (2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（個人住民税、法人住民税、事業税）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。

- (3) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（不動産取得税）

中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

○令和5年度税制改正

1 国税関係

- (1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、建物の取得価額要件を600万円以上（現行：400万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

- (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（所得税、法人税）

中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等、対象資産の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

- (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（所得税、法人税）

中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、コインランドリー業等（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、その適用期限を2年延長する。

- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年

延長する（適用期限を2024年3月31日まで延長する）。

2 地方税関係

- (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（法人住民税、事業税）

中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等、対象資産の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

- (2) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（法人住民税、事業税）

中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、コインランドリー業等（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、その適用期限を2年延長する。

○令和6年度税制改正

1 国税関係

- (1) 交際費課税の特例措置の拡充・延長（法人税）

交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり10,000円以下（現行5,000円以下）に引き上げるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例措置について、その適用期限を3年延長する。

- (2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（所得税、法人税）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について、その対象から電子申告義務化の対象法人で、常時雇用する従業員数300人を超えるものを除いた上で、適用期限を2年延長する。

- (3) 法人版及び個人版事業承継税制に係る承継計画の提出期限の延長（相続税、贈与税）

法人の非上場株式会社等や個人の事業用資産の事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、承継計画の確認申請（提出）の期限を2年延長する。

- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する（適用期限を2025年3月31日まで延長する）。

2 地方税関係

- (1) 交際費課税の特例措置の拡充・延長（法人住民税、事業税）

交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり10,000円以下（現行5,000円以下）に引き上げるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例措置について、その適用期限を3年延長する。

- (2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（個人住民税、法人住民税、事業税）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について、その対象から電子申告義務化の対象法人で、常時雇用する従業員数300人を超えるものを除いた上で、適用期限を2年延長する。

(3) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（不動産取得税）

中小企業等が中小企業経営強化法に基づき認定を受けた経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した、一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。